

仕 様 書

第1 複合機ランク別仕様

1 共通機能

- (1) 機器は、全て新品（最新のカタログ（入札時現在）に掲載のもの）とする。ただし、仕様を満たせば、メーカーが保証する再生機でも可（中古品は不可。）とする。
- (2) 使用電源は、AC 100Vとする。
- (3) 原稿サイズ及びコピーサイズは、A3判対応が可能なこと。
- (4) コピー読込解像度は 600 dpi 以上であること。
- (5) 拡大、縮小それぞれ 3段階以上の固定倍率を有し、さらに 1%刻みの任意倍率（25%～400%）がされること。
- (6) 自動用紙選択機能を備えていること。
- (7) 自動濃度調整機能を備えていること。
- (8) 自動両面機能（原稿送り、用紙送りの両方に対応したもの）を備えていること。
- (9) 手差し機能（A3判～ハガキ）を備えていること。
- (10) ソート機能を備えていること。
- (11) A3判までのコピーは、サイズにかかわらず 1枚につき 1カウントとすること。
- (12) 別表の種別カラーの欄に○の記載があるものについては、フルカラーでの出力ができるること。
- (13) ネットワークプリンタ機能、スキャナ機能、FAX機能、部門別集計機能及びフィニッシャー機能並びに大容量トレイについては、少なくとも別紙の種別該当欄に○の記載があるものについては備えていること（機器にこれらの機能が標準で装備されている場合など、記載がないものについて備えることについては、差し支えない。この場合において、これらの機能を使用するときは、同一単価での使用ができるものとする。）。

※1 同一の VLAN 内のパソコンからは、いずれの複合機にも印刷ができること。

※2 LAN ポートは 2 口（うち 1 口は、印刷及び複合機に蓄積されたスキャンデータの取得が可能なポートであること。）以上有すること。なお、USB ポートに、事業者において用意したプリントサーバ等を接続して LAN ポートとすることも可能とする。

※3 FAX については、市が用意した電話回線と接続し、動作確認を実施すること。

- (14) ネットワークプリンタ機能及びスキャナ機能は、Windows 11 Professional、Windows 10 Enterprise 2016 LTSB 及び Windows 10 Enterprise LTSC 2019 の OS で使用できること。
- (15) パソコンからの印刷において、パスワードを設定した上で印刷指示することで、印刷データを複合機本体に一時的に蓄積させ、印刷開始に操作パネルでのパスワード入力を要求する機能（セキュリティープリント機能）を有すること。

- (16) スキャナについては、スキャンデータを複合機本体に蓄積させる場合には、当該スキャンデータについてアクセス制限ができる機能を備えていること。また、異なるサイズの原稿でも、同時に読み込む機能を有すること。
 - (17) FAX機能は、スーパーG3機能を備え、誤送信を防止する機能並びにFAX用の電話回線を介して、庁内ネットワーク並びに機器の内部プログラム及び蓄積されたデータへの不正なアクセスが行えないこと。また、FAXの短縮のデータ移行については、事業者において行うこと。
 - (18) 部門別集計機能は、ICカードを各課に配布し、課別の集計を行うものとする。枚数は200枚以上とする。
 - (19) フィニッシャー機能は、ステープラー及びパンチの機能を有することとし、排紙枚数1,000枚以上であること。
- ※4 ステープラーは、コーナー1か所、手前1か所及びセンター2か所で用紙（A4判で50枚以上）をとじることができること。
- ※5 パンチは、センター2か所にパンチ穴を開けることができ、ステープラーと同時に使用できること。
- (20) 大容量トレイは、A4判2,500枚以上の容量であること。ただし、機器1台当たりの給紙枚数が3,000枚以上の容量がある場合は、別紙の一覧表の記載にかかわらず、大容量トレイを備えることを要しない。
 - (21) 手差しトレイ・排出トレイを最大に伸ばしたときの本体のみの複合機の占有寸法が、1. 9m×1.0m以内の大きさであり、フィニッシャー装着時の複合機の占有寸法が、2. 3m×1.0m以内の大きさであること。
 - (22) 機器内に保存された残存データを適宜消去する機能を有すること。
なお、適宜消去する機能を有しない機種にあっては、手動消去等により、事業者において同等の情報漏洩防止対策を講じること。

2 Aランク

- (1) コピー速度は、
モノクロ機：毎分70枚以上
カラー機：モノクロ・フルカラー共に毎分65枚以上
であること（A4判の場合）。
- (2) 手差しを含めて4箇所以上から給紙できること。
- (3) 手差しを除くカセットは、1段当たり500枚以上の容量であること。

3 Bランク

- (1) コピー速度は、モノクロ機・カラー機共に毎分60枚以上であること（A4判の場合）。
- (2) 手差しを含めて4箇所以上から給紙できること。
- (3) 手差しを除くカセットは、1段当たり500枚以上の容量であること。

4 Cランク

- (1) コピー速度は、モノクロ機・カラー機共に毎分50枚以上であること（A4判の場合）。

- (2) 手差しを含めて4箇所以上から給紙できること。
- (3) 手差しを除くカセットは、1段当たり500枚以上の容量であること

5 Dランク

- (1) コピー速度は、モノクロ機・カラー機共に毎分40枚以上であること(A4判の場合)。
- (2) 手差しを含めて4箇所以上から給紙できること。
- (3) 手差しを除くカセットは、1段当たり500枚以上の容量であること。

6 Eランク

- (1) コピー速度は、毎分25枚以上であること(A4判の場合)。
- (2) 手差しを含めて4箇所以上から給紙できること。
- (3) 手差しを除くカセットは、1段当たり500枚以上の容量であること

第2 設置・設定等

- 1 事業者は、全ての機器を2026年（令和8年）4月1日午前8時30分までに所定の場所に設置し、使用できる状態にすること。設置日程及び設置期限については、落札後、市と協議し、決定又は変更できるものとする。
- 2 機器の設置に際して、機器の梱包に使われた梱包材は事業者において回収、廃棄するものとする。
- 3 事業者は、指定するIPアドレスを設定するなど本体設定をした上で、府内LANに接続後、動作確認を実施すること。
- 4 事業者は、設置場所ごとに、府内LANと接続したパソコン最低1台の動作確認を実施すること。なお、プリンタドライバのインストール作業は、あらかじめ市が行うこととするため、事業者は、機器の導入に先立って、当該作業に必要な協力をすることとする。
- 5 事業者は、スキャンデータを府内LANと接続したサーバー等に送信するものである場合においては、その設定及び動作確認を実施すること。
- 6 事業者は、FAXについて、回線ケーブル等の準備が完了している設置場所については、接続テストを実施し、接続が可能なことを確認すること。
- 7 機器の設置場所までのネットワークの構築にかかる配線作業及びFAX回線の敷設は、市が行うものとする。
- 8 ネットワークプリンタ機能を有する機器については、パソコン設定用（スキャナ・プリンタ）のマニュアルを作成し、機器を管理する各課へ紙で提供すること。

第3 保守体制について

- 1 常に良好な使用状態を保つため、事業者は、必要な人員体制を確保し、機器の整備点検を怠らないこと。定期点検については、毎月1回（月間使用枚数が1,000枚未満の機器については、2か月に1回）現地において行うこと。ただし、事業者においてリモート保守（外部通信機器等により、障害発生等機器の状況を自動で通知する機能をいう。）により適切な運用ができる場合は、定期点検を不要とする。
- 2 事業者は、機器の点検及び修理並びに消耗品の補充及び容器等の回収を行うものとする。

消耗品とは、機器の機能を維持するために必要なトナー等をいい、用紙及びステープル針は含まない。

- 3 事業者は、消耗品の予備の数量の確認を行い、不足が生じないように補充を行うこと。
消耗品の補充及び容器等の回収の連絡があった場合には、速やかに対応すること。
- 4 ブラック時対応について
 - (1) 故障の連絡を受けてから、本庁舎にあっては60分以内、出先にあっては60分に訪問所要時間を加えた時間内に修理が開始できること。
 - (2) 修理時間は、原則として30分以内とする。
 - (3) 長期の故障に備え、あらかじめ同仕様以上の代替機を準備しておくこと。
- 5 事業者は、定期点検及びトラブル時の対応を行った場合は、事後、その旨の報告を文書で行うこと。

第4 その他

- 1 全ての機器について、毎月の使用枚数の集計（部門別集計機能が付いている機器にあっては、部門別の使用枚数の集計を含む。）を事業者において行い、その都度報告すること。
ただし、市が使用枚数を集計したデータを抽出することができる場合は、都度報告することを要しないが、運用については、協議により決定する。
- 2 每月の使用料については、事業者の責任において本市が指定する各使用課等へ請求すること。
ただし、事業者が請求時に各使用課等ごとの使用料の額を明記した一覧表（電子データ）を提供する場合又は市が同様のデータを抽出することができる場合は、各使用課に請求することを要しないが、運用については、協議により決定する。
- 3 使用を終了し返還した機器の内部に記録されているデータについては、事業者の負担と責任において完全に消去し、又は記録媒体を物理的に破壊し、その旨の証明書を発行すること。
- 4 市の機構改正等による使用状況に対応するため、市と事業者との協議により、同一条件での機器の交換、機種の変更、台数の増減及び機器の移動ができるものとする。
- 5 この業務において、本仕様書の内容が完全に履行されないときは、市は契約を解除することができるものとする。
- 6 フルカラーでの出力に係る1カウント当たりの単価については、モノクロでの出力に係る1カウント当たりの単価に20を乗じて得た額以内とする。